

北本市 子どもの権利に関する行動計画

令和6年度～令和11年度

概要版



「北本市子どもの権利に関する行動計画」は、北本市子どもの権利に関する条例に基づき、すべての子どもが幸せな生活を送れるよう、子どもや子育て家庭をみんなで支えていくための施策をまとめた、今後6年間の計画です。

令和6年3月

北本市

計画の基本理念

子どもを含むすべての人は、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。そして、子どもは生きていくためにさまざまな助けが必要なことから、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っています。

本計画では、すべての子どもが幸せな生活を送れるよう、北本市子どもの権利に関する条例第3条に定める基本理念に基づき、子どもの権利を保障するための取組を推進します。

子どもの権利は、次のことを基本理念として、保障されます。

子どもまたは家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障がいの有無等にかかわらず、差別されないこと。

子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

子どもの生きる権利が認められ、成長および発達が可能な最大限の範囲において確保されること。

自らに影響を及ぼすすべての事項について意見を表明することができることおよびその意見がその子どもの年齢および発達の程度に応じて、十分に尊重されること。

自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができることおよびその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

子どもの権利の内容

北本市子どもの権利に関する条例では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の趣旨を踏まえ、次の4つの権利を子どもの権利として定めています。この権利は、子どもが成長・発達していくために大切な子どもの権利として保障されます。

安心して生きる権利（子どもの権利に関する条例 第8条）

- 1 命が守られ、尊重されること。
- 2 愛情および理解をもって育まれること。
- 3 あらゆる差別および不当な扱いを受けないこと。
- 4 あらゆる身体的もしくは精神的な暴力を受けないことまたは放置されないこと。
- 5 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
- 6 平和および安全な環境の下で生活できること。
- 7 困っていることおよび不安に思っていることについて相談できること。

自分らしく育つ権利（子どもの権利に関する条例 第9条）

- 8 個性が認められ、人格が尊重されること。
- 9 遊んだり、休んだりすること。
- 10 年齢および理解の程度に応じて学ぶこと。
- 11 芸術、文化、運動および自然に親しむこと。
- 12 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢および発達の程度に応じて自分で決めることができること。
- 13 地域および社会の活動に参加すること。
- 14 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

守られる権利（子どもの権利に関する条例 第10条）

- 15 あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- 16 あらゆる搾取から守られること。
- 17 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- 18 自らの意思および考えが尊重されること。
- 19 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
- 20 誇りを傷つけられないこと。

参加する権利（子どもの権利に関する条例 第11条）

- 21 自らの意見を表明することができ、その年齢および発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
- 22 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
- 23 仲間をつくり、集まること。

7つの基本目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標に沿って、施策を推進します。

基本目標 1

子どもの権利に関する普及啓発

15条

施策の
方向

- 1-1 市民に対する周知啓発
- 1-2 子どもに対する周知啓発
- 1-3 市職員・教職員に対する周知
- 1-4 子育て関連機関の職員等に対する周知啓発

子どもの権利について、子どもや家庭、子ども関係施設の職員、地域の方たち等が、正しく理解するとともに、子どもがその権利を適切に行使し、権利が侵害された場合には、速やかに相談等することができるよう、子どもの権利についての普及啓発を行います。

主な具体的事業

○パンフレット等の作成

子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成など、子どもの権利に関する普及啓発を推進します。

○研修の実施

市職員研修等の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。



基本目標 2

子ども自身の意見表明・社会参加の機会の確保

16条・17条

施策の
方向

- 2-1 子どもの意見表明の機会の確保
- 2-2 子どもの社会参加の機会の確保

市の政策決定過程において、子どもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させることができるよう、様々な参画機会の確保に努めます。

主な具体的事業

○「きたもと子ども会議」の設置

子どもが主体となる「きたもと子ども会議」を設置し、市の施策について子どもに意見を求めることで、子どもの意見表明の場の確保に努めます。

○「子どもの権利委員会」への参加

「子どもの権利委員会」に子どもや若者に参加してもらうことで、子どもや若者の意見表明の場を確保し、政策への反映に努めます。



施策の
方向

3-1 児童虐待防止に向けた取組

3-2 いじめや体罰等の防止に向けた取組

3-3 子ども関係施設職員の体罰等の防止研修

虐待・体罰・暴言等の不適切な指導が行われぬようしっかりと禁止し、また、いじめの未然防止のための取組を実施するとともに、実際に虐待・体罰・暴言等の不適切な指導・いじめが行われた場合には、被害者や発見者が相談・通報しやすいような環境の整備に努めます。



主な具体的事業

○児童虐待に対する適切な対応

児童虐待に関する通告（その疑いがある場合の情報提供を含む）があった場合には、児童相談所等の関係機関と連携し、速やかに児童の安全確認と早期対応を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、関係機関と連携して児童の適切な支援に努めます。

○生徒指導対応業務

「北本市いじめ防止対策推進条例」及び「北本市いじめ防止基本方針」に基づき、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、いじめの防止・早期発見、いじめ発生時の適切な初期対応を図るとともに、いじめ重大事態が発生した際には、北本市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議します。

施策の
方向

4-1 障がい児福祉施策の推進

4-2 経済的に困窮する家庭の子どもへの支援

4-3 ひとり親家庭への支援

4-4 様々な環境にある子どもたちや家庭への支援

だれもが、生まれ育った環境によって左右されることのないようにしなければなりません。特別な配慮が必要な子どもとその保護者に対して、必要な支援を行うよう努めます。

主な具体的事業

○相談支援事業

障がいがある子どもやその保護者、介護者などからの相談に応じ、電話、訪問等により、必要な情報の提供等の支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。



○ひとり親家庭自立支援事業

ひとり親家庭を対象に、経済的支援、就労支援、日常生活支援を行います。



施策の
方向

5-1 子どもの体験・交流活動の促進

5-2 芸術的・文化的な活動の促進

5-3 運動・余暇の利用の促進

5-4 安心して過ごせる居場所の確保

5-5 適切な医療、福祉、教育の機会の提供

すべての子どもが様々な体験、交流、芸術、文化活動、運動等の体験や活動を十分にできるよう、場や機会の提供を図ります。

また、子どもが安心して過ごすことができる場の確保と、必要な医療・福祉・教育を受けられるような支援に努めます。



主な具体的事業

○自然体験イベントの開催

野外活動センター等市内の施設を活用して、子どもたちに対して自然体験やワークショップなどを行うイベントを開催します。

○こども図書館運営管理事業

こども図書館の運営を指定管理者に委託し、ボランティア団体と協力しながら、読み聞かせやおはなし会などを実施します。

○学童保育室運営事業

保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。

施策の
方向

6-1 子ども関係施設の設置者及び管理者への支援

6-2 保護者に対する支援

6-3 市民及び事業者に対する支援

子どもの権利は、保護者、子ども関係施設、市民、市がそれぞれその役割を果たすことで保障されます。「子どもの権利」について、それぞれの立場で理解し、子どもの権利の尊重に向けて実践していけるよう、必要な助言や支援を行います。



主な具体的事業

○地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。

○子どもの権利に関する学習会の支援

市役所出前講座に子どもの権利に関する講座を設け、要請に基づき、市職員等を講師として派遣します。

施策の
方向

7-1 子どもの権利の侵害の防止に向けた取組

7-2 子どもの権利の侵害に対する擁護・救済に向けた取組

北本市子どもの権利擁護委員と相談員は、子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行います。

主な具体的事業

○子どもの権利に関する相談窓口の設置

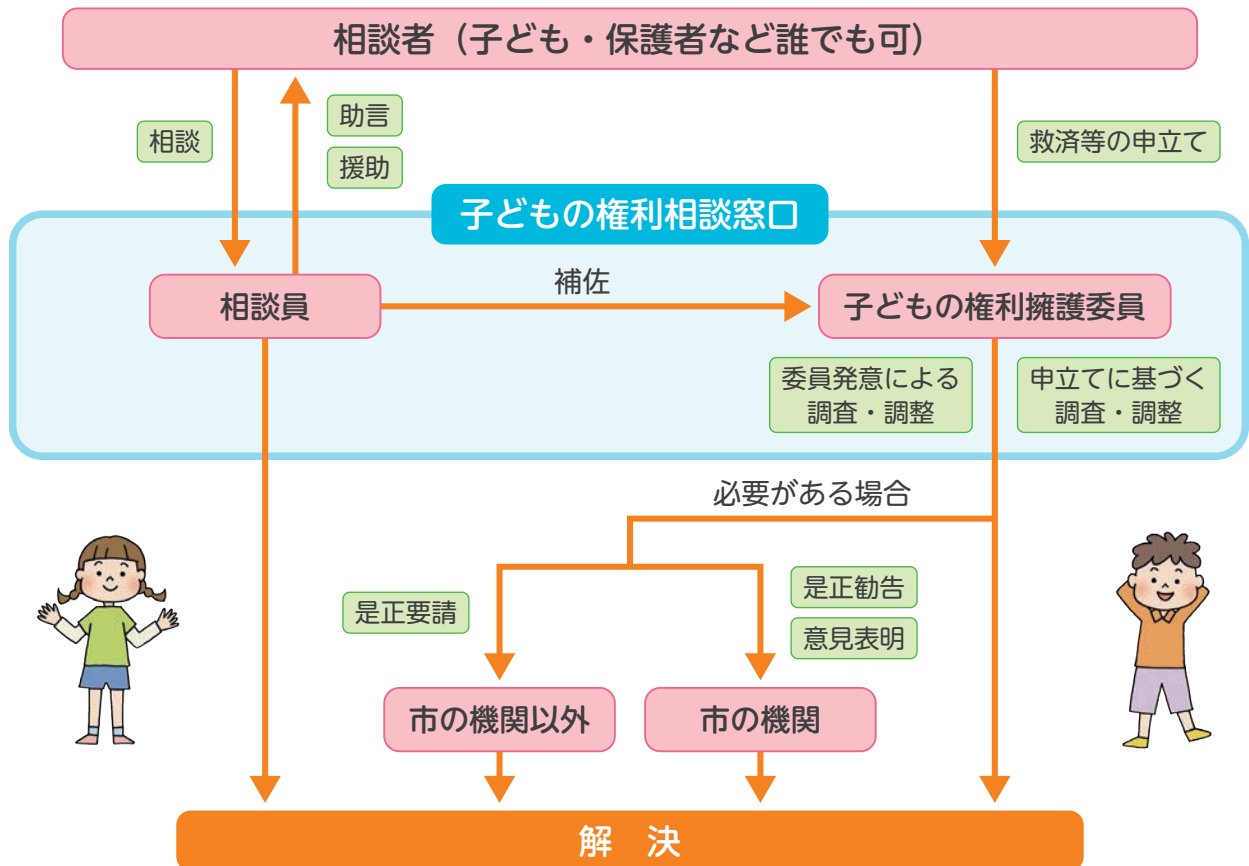
子どもの権利相談員を配置し、子どもの権利に関する子どもからの相談を受け付け、子どもに寄り添った対応をします。



○子どもの権利擁護委員の設置

子どもの権利擁護委員を設置し、子どもの権利擁護委員が、子どもの権利擁護に関する普及啓発を行います。

権利侵害からの救済の流れ



各主体の役割

みんなで
大切な子どもの
権利を守ろう！



保護者・子ども関係施設・市民・市が、それぞれの役割を果たすことで子どもの権利を保障します。

保護者の役割

養育する子どもの養育・発達について
第一義的責任を有していることを認識し、
養育する子どもの権利を保障します。

- 養育する子どもの最善の利益を考慮し、子どもの成長・発達の程度に応じた養育に努めます。
- 子どもの年齢・発達の程度に応じた支援に努めます。
- 子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを受け止め、尊重します。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしません。

市民の役割

家庭、子ども関係施設や地域の中で
相互に連携・協力し、
子どもの権利を保障します。

- 地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めます。
- 子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会や意見を表明する機会の確保に努めます。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしません。
- 事業者は、従業員が安心して子どもを養育することができるよう、十分に配慮し、支援に努めます。

子ども関係施設の役割

子ども関係施設において
子どもの権利を保障します。

- 子どもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、活動することができるよう、施設的环境整備に努めます。
- 施設において、子どもの最善の利益を考慮し、年齢・発達の程度に応じた適切な支援に努めます。
- 子どもが、施設の行事、運営等に参加する機会や意見を表明する機会の確保に努めます。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしません。
- 施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利益を考慮し、関係する機関と連携し、子どもの権利の救済等に努めます。
- 施設の職員に対し、子どもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めます。

市の役割

子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、
子どもの権利を保障します。

- 子どもや市民が子どもの権利を正しく理解し、子どもの権利を適切に行使し、権利侵害があった場合は相談できるよう普及啓発します。
- 子どもが市の施策に対して意見表明する機会や子どもが社会参加する機会の確保に努めます。
- 市の施策について子どもに意見を求めるため、「きたもと子ども会議」を設置します。
- 市の子ども関係施設で虐待・体罰を禁止し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を実施します。
- 障害や経済的困窮、ひとり親家庭、外国籍、不登校など、特別な配慮が必要な子どもに対し、必要な支援をします。
- 子どもの成長・発達に資する体験・交流の場や機会の提供に努めます。



北本市子どもの権利に関する行動計画 概要版
令和6年度～令和11年度

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
北本市子育て支援課
電話番号：048-591-1111 ファックス：048-592-5997

